

## 4. 食品衛生法に基づく残留農薬基準について

### 1. ポジティブリスト制

食品への残留農薬の規制については、食品衛生法で残留農薬基準が定められ、それを超えた食品は流通が禁止されている。平成15年の食品衛生法改正以降、残留農薬基準はポジティブリスト制に移行し、全ての農薬と食品の組み合わせに基準値が設定されている。この際、当該農作物に適用がないなどの理由で残留基準値が設定されていなかった農薬等に関しては、国際基準であるコーデックス基準や、農薬登録保留基準等を適用した。また、適用できる基準の無いものは一律基準（0.01ppm）を適用した。

一律基準は非常に低い濃度なので、ある作物の防除を農薬取締法に定められた使用基準を遵守して適切に実施していても、近隣からの適用外農薬の飛散（ドリフト）や、農薬散布用タンクの洗浄不足など、不慮の事故による残留基準値超過が発生する可能性がある。

### 2. ADI（一日摂取許容量）とARfD（急性参照用量）

残留農薬基準値は、長期暴露評価によって設定される ADI と短期暴露評価によって設定される ARfD に基づいて定められている。

#### （1）ADI

長期毒性試験によって得られた無毒性量に安全係数 1/100 を乗じた値が ADI（一日摂取許容量）である。この値は、人がその農薬を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響（慢性毒性）がないと推定される、一日当たりの摂取量である。農薬は、適用のある様々な農作物を通じて摂取される可能性があるため、残留基準値設定の検討に当たっては、全ての食品から摂取される農薬の総量が、ADI の 8 割以下になるように配慮されている。

#### （2）ARfD

短期毒性試験によって得られた無毒性量に安全係数 1/100 を乗じた値が ARfD（急性参照用量）である。この値は、人がその農薬を 24 時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響（急性毒性）を示さないと推定される一日当たりの摂取許容量である。食品を食べる量は人によって異なるので、ある食品を、一度に多量に摂食した場合にも急性毒性症状を起こすことがない量として個別の食品ごとに設定する。

#### （3）残留基準値の設定

残留基準値の設定に当たっては、様々な食品からの長期的な摂取量の総量が ADI の 8 割を超えないことと、個別の食品からの短期的な摂取量が ARfD を超えないように設定される。

### 3. 残留農薬基準超過を防止するための注意事項

- (1) 農薬を使用する際は、使用の都度、適用条件（適用作物、濃度・処理量、処理時期など）を確認する。特に、誤認しやすい適用作物名に注意する（「3. 農薬取締法について」を参照）。
- (2) 最新の登録内容を確認し、有効期限を過ぎた製剤は使用しない。
- (3) 散布の都度、薬液タンクやホース内の洗浄を徹底し、次回の散布に混入しないようにする。
- (4) 散布薬液が周囲の別作物に飛散しないように、①風の強い日の散布を避ける、②ドリフト防止障壁を設置するなど、飛散リスクの低減に努める。  
飛散防止対策の詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照されたい。

●農林水産省「農薬飛散（ドリフト）低減対策に関する情報」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_nouyaku/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/)

- (5) 複数の作物が隣接する場合は、防除対象作物だけでなく、近隣の別作物にも適用のある農薬を使用する。
- (6) 異なる作物を輪作する場合、前作に使用した農薬（特に土壌処理剤）が土壌中に残留する可能性があるため、後作物にも適用のある農薬を使用するようにする。